



「労務指揮権が及ばない」の一点張り 勤務時間中の組合活動の契約を出向先会社と結べ！ 『申第8号』に対する団交開催！

本部は9月15日、「出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ（『申第8号』）に対する団体交渉を開催しました。これは、労働協約第6条の勤務時間中の組合活動について、出向組合員が対象となっていないことは信義則違反として、是正のために申し入れを行ったものです。この申し入れ及び団体交渉の開催は、J R 東海労のみが行ったものです。

会社回答は「出向先の勤務については、出向先会社が決めるものであり、当社が指定することはできない。貴側と締結している労働協約第6条の規定に則り、会社から承認を得た場合に、勤務時間中の組合活動を認めているものであって、当社の労務指揮権が及ばない出向社員に対しては、これまでも承認しておらず、今後も承認することはできない」というものでした。

この回答に対し、本部は「労働協約に則れば出向者は組合員だ。『労務指揮権が及ばない』の一点張りなら、信義則違反だ。出向先会社に『空けていただけませんか』くらいのことは言えないのか」と主張しました。また、会社行事に出向者を出席させるため、出向先会社に勤務手配をさせることがあることについて、会社は「出向先会社と契約を結んでいる」と回答しました。そのため、本部は「それを結んで、労働協約第6条を結ばないのはおかしい。労働協約第6条に関して出向先会社と契約を結べ」と主張しました。更に、「新幹線乗務員の54歳原則出向は、組合活動を潰すためのものである」と主張しました。

しかし、会社の態度は変わらなかったため、本部は「不当労働行為であり、労働協約に対する信義則違反を確認する」と主張し、団体交渉は終了しました。